

フローティングドック規則

フローティングドック規則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 2 月 15 日 規則 第 24 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 2 月 7 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2018 年 2 月 15 日 規則 第 24 号
フローティングドック規則の一部を改正する規則

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級検査

2.3 の表題を次のように改める。

2.3 定期的検査及び、臨時検査及び不定期検査

2.3.1 を次のように改める。

2.3.1 一般

-1. 推進機関を有さず、船舶安全法施行規則（昭和 38 年 9 月 25 日運輸省令第 41 号）第一条第 7 項にいう水域で使用されるフローティングドックにあつては、本会船級を維持するため、次の 2.3.2 ないし ~~2.3.4~~2.3.5 の規定による定期的検査~~及び~~、改造、損傷及び修理に関する検査~~及び不定期検査~~を受けなければならない。また、2.3 に特に定められていない事項については、鋼船規則 B 編の関連規定を適用する。

-2. 前-1.でいうフローティングドック以外のドックにあつては、鋼船規則 B 編の関連規定による定期的検査~~及び~~、臨時検査~~及び不定期検査~~を受けなければならない。

2.3.5 として次の 1 条を加える。

2.3.5 不定期検査

不定期検査は、登録を受けた船舶が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であつて、本会が検査により船舶の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては、おのこの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は、2018 年 2 月 15 日から施行する。